

第4回 静岡市災害義援金配分委員会 議事録

1 日 時 令和5年8月9日（水）15時30分～15時55分

2 場 所 静岡庁舎 新館9階 特別会議室

3 出席者 江原勝幸委員長、加山秀剛委員、田宮文雄委員

4 事務局 保健福祉長寿局健康福祉部 福祉総務課 総務係

5 議題

(1) 開会

(2) 保健福祉長寿局理事あいさつ

(3) 報告事項

ア 災害義援金の配分完了について

イ 未申請の被災者への申請勧奨実績について

(4) 閉会

6 議事

司会	<p>定刻となりましたので、ただいまより、「第4回 静岡市災害義援金配分委員会」を開催いたします。</p> <p>委員の皆さまには、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、本日の司会進行を務めさせていただきます福祉総務課の山梨と申します。よろしくお願いいたします。</p>
司会	<p>本委員会は、令和4年台風第15号の被災者の生活再建を支援し、被災者等を労わるため、市内外の皆様から自発的に寄託された義援金を公平かつ適正に被災者に配分するため、配分割合等を審議する附属機関です。</p> <p>今回は配分結果をご報告するとともに、事後検証をする最終の会議となります。</p>
司会	<p>では、本日机上去用意いたしました資料の確認をお願いいたします。</p> <p>次第及び資料を綴じた書類1式をお配りしています。</p> <p>次第に続き、2ページから4ページまでが報告資料、5ページから7ページまでが参考資料となっております。落丁等ございませんでしょうか。</p>
司会	<p>続きまして、保健福祉長寿局理事兼次長兼健康福祉部長よりご挨拶を申し上げます。</p>

局次長	<p>皆さま、こんにちは。静岡市保健福祉長寿局理事兼次長兼健康福祉部長の池田です。</p> <p>本日は、今回をもって最終の開催となります『静岡市災害義援金配分委員会』にお集まりいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>令和4年9月台風の被災者への義援金は、前回の配分委員会後の5月12日に配分対象者への最終振込みを行いました。なかには、振込口座に変更があった等の理由により口座情報不一致となったものもあり、7月6日をもって、ようやく配分が完了しました。</p> <p>委員の皆様のお協力をもちまして、市内外の皆様から寄せられた義援金を被災者の生活再建にお役立ていただくために、公平かつ適切に配分するという本来の目的を達成することができたと考えております。改めて御礼申し上げます。</p> <p>本日は、被災者への配分結果をご報告するとともに、今回の災害義援金の一連の流れを検証し、次なる災害に備えるためにお集まりいただきました。</p> <p>現に、今年度も何度かの大雨に見舞われており、台風第2号の際には、静岡市でも半壊1件・一部損壊10件・床下浸水5件の被害が出ています。今後もしつまた激甚災害に見舞われるかわからない状況です。</p> <p>その際には、今回のこの災害義援金配分に係る一連の経験を活かして、より迅速に・より丁寧に被災者の生活再建を支援していくことができると考えております。</p> <p>以上で簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。</p>
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、本日ご都合により静岡市民生委員児童委員協議会 元会長 梶谷委員、静岡市社会福祉協議会 常務理事 小幡委員が欠席でございます。</p> <p>欠席の委員には、後日事務局から資料をお渡しいたします。</p>
司会	<p>次に、本日の予定でございますが、お手元の次第のとおり順次進め、閉会は、16時半頃を予定しております。</p> <p>なお、本日の出席委員は、委員数5名のうち現在3名で、過半数を超えておりますので、委員会が成立しておりますことをご報告いたします。</p>
司会	<p>それでは、次第に沿って議事を進めさせていただきます。</p> <p>それでは、ここからの進行は、当委員会設置規則第6条の規定により、江原委員長をお願いいたします。</p> <p>江原委員長、よろしくをお願いいたします。</p>
江原委員長	<p>それでは、早速、議事を進めて参ります。今回は、報告事項のみでございます。</p> <p>報告後に、質疑の時間を取りたいと思います。</p> <p>では、報告事項について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、次第をめぐって資料1をご覧ください。 まず、資料一番上からご説明いたします。～資料読み上げ～ 報告事項の説明は以上です。</p>
江原委員長	<p>はい、ありがとうございました。 ただいまの件について、質問等ありましたらお願いします。 一番多かったのが「電話番号が記載なく架電できず」ですが、申請時に確認できなかったのでしょうか。</p>
事務局	<p>罹災証明や見舞金の申請を受ける際に、対面で受け付けた課が必須事項として必ず書いていただくようにしていればよかったのですが、当初の受付時には、電話番号が義援金の配分の際に活用されるという認識がなかったかもしれません。</p>
江原委員長	<p>この点は今後課題として、次の災害の際には、義援金が届かない方を0にすることを目指して、できる限りのことはしていただきたい。 しかし、申請率90%台後半になるまでの勧奨できたという報告でした。他にいかがでしょうか。</p>
加山委員	<p>今回クロージングということで、次にどう生かせるかという記録をどう残すかが大事だと思う。災害義援金にとって大事なことは、素早く・公平に配分する・もらえない人を少なくするという3点がポイントになってくる。なるべく早く・公平にという点においては、今回の実績がかなり生きてくるのではないのでしょうか。この委員会のスタートのところで考えていた「どう被災者区分を分けて、どう傾斜をつけていくか」という部分は実績としてかなり使えると思います。</p> <p>最後の「如何に届かない人を減らすか」が課題だと思います。江原先生がおっしゃったように、申請の段階で必ず連絡先を聞いておくなり、本人だけではなく例えば一番身近な親族の連絡先・電話番号を聞いておくなりの方がよかったですね。被災後は体調不良などで移転した方には連絡がつきにくいという実績が出ています。今回はまず郵送という手段を取りましたが、混乱期において、郵送で届かなかった方に再度郵送することに意味があるのかという疑問は感じるので、手間はかかっても、現場に行って隣近所に聞いた方が早いのではないのでしょうか。うちの隣近所を見ても、19世帯の地域に住んでいるのですが、何軒か高齢で施設に入っている不在の家もあり、そういう方のポストに入れても意味がない。しかし、近所の人意外と居場所を知っていることが多いわけです。郵送での申請フォローでも拾えた方がいるので、全く無意味とは思われないけれど、今回の2月末の締切に対して追い込みの作業のスケジュールがタイトすぎたのかもしれない。締め切りの設定の仕方も含めて、今回の結果をきちんと残して、「次はもうちょっとこうの方がいい」、「申請の段階で連絡先を捕まえておくほうがよい」という反省を残しておいていただければいいかなと</p>

	<p>思います。</p>
<p>田 宮 委 員</p>	<p>被災者が申請を出しているっていうことは、(義援金を) もらうつもりで出しているわけですね。連絡が来ていないということを本人たちはどういう風を感じているのかわかりませんよね。市は連絡がつかないと思っている相手も、連絡がないなと思っている可能性もあるわけですね。そうした場合にも、申請はもう打ち切られている。このような人たちに対しては、如何に連絡をつけるかを反省点として、「郵便が届かない」「電話が通じない」だけでなく、加山さんがおっしゃるように隣近所に聞き込みをやろうと思えばできないことではないと思う。申請をしてもらいたいところ、「連絡がつかないならしょうがない」となってしまうが、連絡がつかないことにも理由があると思う。申請時に電話番号が必ずしも書いてないというのは問題ではないかと思うので、反省点として次に生かすようにしてもらいたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>罹災証明の場合には、災害の証明を取るために申請をいただいている訳ですが、見舞金に関しては、申請を出すとその場で現金でもらえるので、その後電話をかけることを想定していなかったという背景があると思われれます。同じ市役所の中でやっている仕事ですので、罹災証明を発行する税務・見舞金を支給する市民局と連携して、義援金を集めるような可能性がある災害の時にはしっかり連絡先を記入してもらおうようお願いをしていこうと思います。</p>
<p>田 宮 委 員</p>	<p>結局、(罹災証明や見舞金の) 受付と(義援金の) 支払いが縦割りになっている。</p>
<p>池 田 局 理事</p>	<p>見舞金に関しては、申請して現金をもらって終わった気持ちになっている可能性があります。義援金については、(被災者台帳を基に) プッシュ型でやっています。郵送ができて、書類を見て、義援金をもらえるのだと認識してくれていけばよいのですけれど、そうでなければ何の認識もなく終わるという課題もある。だからこそ、訪問するなり、電話するなり、フォローすることが大事になってきます。</p> <p>(事務局席の清水区生活支援課に向かって) 実際にフォローの電話をかけて「知らなかった」と電話口で初めて認識する方が多かったのか、あるいは知っていたけどのんびりしていたという方が多かったのか、フォローして申請に至ったケースでは、どういうリアクションが多かったでしょうか。清水区での感触や手ごたえの実態はどうでしたか。もし知らなかった人が多ければ、認識のない方向への対応を検討することが必要でしょう。</p>

事務局 (清水区生活支援課)	<p>実際に申請書が届いたけど、これは何ですかという問い合わせも多かったですし、内容を理解したけれど困っていないので辞退しますという方もいました。多くの方は、申請を理解して、お金がいただけるならと申請してくださった方が多かったです。</p> <p>勸奨通知が届いて「それが何の手紙なのか」、「どういう効力があるのか」を問い合わせただけであれば、説明ができるのですけれど、問い合わせに至っていない方の実態はわかりません。</p>
池田局 理事	<p>電話で不通だった方はそうですけど、電話がつながった方はどういう手ごたえだったかという質問だったので、いかがですか。「知らなかった」、「教えてくれてありがとう」という反応が多かったのか、「申請しないといけないのね」という反応が多かったのか、リマインドした時のリアクションはどうでしたか。</p>
事務局 (清水区生活支援課)	<p>「忘れていた」という方も多かったです。</p>
事務局	<p>事務局として一転悔やまれるのが、災害エリアに悉皆調査に行っているのですが、その時に義援金のことまで決まっていなかったため、周知できたであろうタイミングを逃してしまったことは惜しいなと思っています。</p>
事務局	<p>個別に訪問できればベストなのですが、2月20日の第2回配分委員会で勸奨と同時に2回目の配分をするということになり、業務が重なってしまったという事情もあります。県の方が2回目の配分をしてきたことに対して、市として2回目の配分をするかどうかという選択がある中で、折角県が早く配分してきたのだから、市としても早く被災者に支給しようという対応をしたのですが、その振込業務で臨戸まで手が回らなかった状況でした。その見通しが甘かったのは反省点だと思います。</p> <p>また、災害時に臨戸できるかどうかは、災害の規模にもよると思います。今回のような件数であれば回ろうと思えば回れたかもしれないと思います。</p> <p>ただ、一方で、現在3万円の生活支援給付金の支給手続きを始めているのですけれど、市内で7万数千世帯の方が対象になると想定していますが、申請がなかった段階で勸奨の通知を再度送るので、果たしてその方々に臨戸までできるかという難しいと思います。ですので、臨戸することはケースバイケースになってしまうかもしれない。今後は、そういうことも考えながら対応を考えていきます。</p>
加山委員	<p>今回2月末で締め切っても、支払完了は7月までかかるほどの手間のかかる作業なので、締切期限をどのタイミングにするかというスケジュール感には再考の余地がある。委員会に参加していて思ったのは、2月20日頃に「まだ未申請</p>

	<p>の方が残っているので頑張ってください」とは言いつつ、残り 10 日で締め切るというタイミングでなにができるのかという疑問はあり、2 回目の支払いをやめて、勸奨に特化したらという話もあった。申請受付締切のタイミングに対して、どこからフォロー手続きを始めたのが良かったのかを振り返ると、締切に対してフォローの期間が短すぎたように感じている。</p> <p>郵送や電話で一定数が拾えているので、最後に残ってしまった少数の方はローラー作戦で現場に行くとか、二段階で分けて勸奨をするならば、8 日や 10 日は短すぎたと思います。締切りを先に決めるのであれば、例えば一ヶ月くらい前にフォロー手続きをはじめるとか、逆算してスケジュールを整理した方がいいと思います。ローラー作戦は手間がかかるので、郵送や電話でなるべく前裁きをしておいて、本当に最後に残ってしまったところにだけ訪問とするとしても、それなりの期間は必要だと思う。今回の実績を見ながら、次回に活かしてほしい。</p>
江原委員長	<p>ありがとうございます。規模によってもだいぶ違ってくるでしょうけれど、活かせる部分は次に活かしていただきたいと思います。</p> <p>他にいかがでしょうか。今日は二人の委員が欠席ですが、よろしいでしょうか。それでは、以上で、本日の審議・報告事項は全て終了しました。</p> <p>皆さまのご協力をいただき、委員会としての役割を終えることができました。ありがとうございました。それでは司会の方に進行をお返しします。</p>
司会	<p>江原委員長、ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様の御協力をおもちまして、「市内外の皆様から寄せられた義援金を被災者の生活再建にお役立ていただくために、公平かつ適切に配分する」という本来の目的を達成することができました。</p> <p>皆様の任期は、当委員会設置規則第 5 条の規定により令和 5 年 9 月 30 日をもって任期満了となります。</p> <p>今回を持ちまして「静岡市災害義援金配分委員会」の会議は最後になります。4 回にわたって御尽力いただき、誠にありがとうございました。</p>